

福岡高裁総第001207号

(庶ろー03)

平成24年12月27日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆 夫

調停運営協議会の開催結果について

(平成24年7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議会を下記のとおり開催しました。

記

- | | | | | |
|---|--------|---|-----------------------|---------------------|
| 1 | 期 | 日 | 平成24年10月23日(火)午後1時30分 | |
| 2 | 場 | 所 | 福岡地方裁判所(中会議室) | |
| 3 | 出 | 席 | 者 | 別紙第1のとおり |
| 4 | 協議結果要旨 | | | 別紙第2のとおり |
| 5 | 添付資料 | | | 平成23年度調停事件の概況(配布資料) |

福	岡	地	方	裁	判	所
福	岡	家	庭	裁	判	所
福	岡	家	庭	裁	判	所
佐	賀	地	方	裁	判	所
佐	賀	地	方	裁	判	所
長	崎	家	庭	裁	判	所
長	崎	家	庭	裁	判	所
大	分	地	方	裁	判	所
大	分	地	方	裁	判	所
熊	本	家	庭	裁	判	所
熊	本	家	庭	裁	判	所
熊	本	家	庭	裁	判	所
鹿	兒	島	家	庭	裁	判
鹿	兒	島	家	庭	裁	判
鹿	兒	島	家	庭	裁	判
宮	崎	地	方	裁	判	所
宮	崎	地	方	裁	判	所
那	霸	地	方	裁	判	所
那	霸	地	方	裁	判	所
那	霸	地	方	裁	判	所

民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員
民	事	調	停	委	員
家	事	調	停	委	員

夫子子之義子隆夫美文人二郎章信一一子幸朗子
美 美 二 美 一
 俊靖富勝光須好達優汎英雄敬義雄憲義久尚昭玲
 村田田綿川原子弘尾野重嶋田本田隈口田山地里
 中西豐千古藤金國松小德宮益川東安飯山喜当下宮

福岡高等裁判所
福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所
福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所
福岡簡易裁判所
日本調停協会連合会
日本調停協会連合会
九州調停協会連合会
(日本調停協会連合会)

事	務	局	長
所			長
所			長
判			事
判			事
簡	易	裁	判
副	理	事	長
事	務	局	長
理	事		長
(副理事長)			

一護康一生夫一顯行
健辛義羊幸悅祐忠孝
湍口下田田木藤山田
永川榎岸小佐齋小簀

3 議長

(別紙第1)

福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所

所
所

長
長

川
榎

口
下

宰
義

護
康

4 主催者

福岡高等裁判所

長

官

中

山

隆

夫

(別紙第2)

期 日 平成24年10月23日(火)

場 所 福岡地方裁判所中会議室

調停運営協議会結果要旨

主 催 福岡高等裁判所

第1問

複雑困難な調停事件について、調停委員会による主張の整理、争点の把握及び積極的な解決案の提示等はどのようになされているか。また、弁護士が当事者双方又は一方の代理人として付いている場合とそうでない場合とで差異があるか、各庁の実情及び工夫例をお伺いして執務の参考としたい。

1 調停委員会による主張の整理及び争点把握について

- まず、複雑困難な調停事件として、争点の把握が困難な事件、事実認定が困難な事件、法律解釈の困難な事件、調停委員のみでは積極的な調停案を示し難い事件などがある。代理人弁護士の有無に関わりなく、複雑困難な調停事件については、調停主任である裁判官を入れた調停委員会で事前評議を行っているのが大勢であり、かかる事件については、担当書記官が原則として同時に複数事件期日を指定しない運用になっているので、調停委員が希望すれば全て事前評議が可能な状況にある。評議について、争点を把握して質を更に高めて評議を深化させるということも含めて、事前評議だけではなくて、中間や事後評議の機会も設けていかなければならないし、そこには書記官が関与することも大事ではないかと考えている。また、評議がより一層深化するように、調停主任には、もっとイニシアチブをとっていただきたい。
- 複雑困難な調停事件については、主に調停主任の指示により、受付及び担当書記官の情報等も参考に、第1回調停期日前の評議を行っている。この段階では、争点の予測や問題点、事情聴取によって明らかにすべき点等について、調停主任からのレクチャーが主となる。第1回調停期日後に新たな争点が判明した場合には、調停委員の申し出により事後評議を行い、調停主任の意見や指示を求めることもある。主張の整理は、相調停委員と協議しながら作成する経過表に、双方の主張の要点を記入している。
- 複雑困難な調停事件の場合には、調停主任を交えて事前評議、中間評議を行

っている。当事者の主張を聞いてみないと争点が明らかにならないような事件については、事前評議を経て調停主任が立会することもある。このような事件については、調停期日の重複がないよう配慮されていると思われる。

今後の取組として、経過表に定型的なフォームを取り入れることにより、主張の整理、争点の把握を容易にしたいと考えている。一般的によく現れるような主張等の項目を事前に入れておくと、各調停委員が書きやすいのではないと思われる。具体的な文言等については、書記官の方で検討してもらっている。

経過表の視覚化については、主張、争点整理のためには有効な手段だが、当事者に調停委員会の最終判断との誤解を受けるおそれがあることから、当事者に示す前段階で十分に整理しておく必要があると思われる。視覚化の実施にあたっては、調停委員の十分な訓練、スキルアップをしていく必要があると思う。

- 複雑困難な事件の主張の整理について、書記官から受付段階で知り得た情報、これまでの双方の交渉の経緯、事件の争点などについて、できるだけ詳細に説明を受け、第1回期日までに内容を十分に検討し、事件解決に向けた方向性を打ち合わせるようにしている。その際に、浮かび上がった疑問点や問題点があれば調停委員相互で協議をし、その上で調停主任と評議を行い、方向性を確認しつつ事件を進めている。

争点の把握については、調停進行上最も重要な事柄であることから、双方の言い分を許す限り多角的に聴取し、特に複雑な事案については調停主任の意見を十分に聴くよう心掛けている。調停主任の期日立会はないが、そのような事件の進行に関しては、中間評議や事後評議の実施を心がけている。

- 複雑な事案については、全件、調停委員会の事前評議により、主張整理及び論点の把握を行っており、原則として、全件、調停主任が立会する方向で行われている。立会できなかった事件については、中間評議や事後評議を行っている。

- 複雑困難な事案は、基本的には必ず事前に調停主任と評議を行っている。本

人申立ての場合には、第1回調停期日で言い分を聴取することにならざるを得ないが、弁護士等の代理人が付いている事件については、書記官の協力の下に、第1回調停期日前に、積極的に連絡を取り、不明確な点や疑問点を解消するようにしており、また、争点を把握する上で必要と思われる証拠資料等の提出も積極的に促している。調停主任や書記官からは、事案に応じて、参考条文や判例等の資料の提供を受けており、事前準備に活用している。調停主任の期日立会はないが、評議でそれを補っている。

- 複雑困難な事例の場合は、事前に事件の内容を担当書記官から聴取し、事前に主張や問題点を把握したり、書記官に過去に類似の事例があるかどうかを確認し、類似事例がある場合、その解決方法等も参考にしている。また、複雑困難事件については、調停主任、書記官と主張整理や問題点把握のために十分に事前評議をして第1回の調停期日に臨むようにしている。
- 当庁では、複雑困難な事案も含めたほとんどの調停に調停主任が立ち会っており、当事者の主張や争点について、当事者にできるだけ事前に書面を提出するよう促している。新たな主張や資料が出されたときは、その都度、調停主任を交えて中間評議や事後評議をしている。

2 解決策の提示について

- 17条決定をもっと積極的に使っていくようにしたらいいのではないか。調停委員会において深化された評議ができるようになれば、ある程度17条決定でよいかと思う。
- 調整活動の中で、双方の互譲に基づく合致点・金額等を提示することが大半で、事実認定を行い、法的判断に裏付けられた17条決定案等を提示することは稀である。
- 特定調停は別として、17条決定を積極的には行っていないが、当事者が自ら進んで合意しない場合に、17条決定を行ったケースはある。通常、調停が膠着状態に陥ったときには、当事者双方の意向を確認のうえで、調停委員会が

調停案を提示する場合や当事者双方に代理人弁護士が付いている場合には、当事者に調停案の提示を求めることもある。

- 17条決定は、特定調停以外ではほとんどない。相調停委員とその事件の本質や特色等について話し合い、法律上の問題については調停主任や書記官に相談し、同種事例や判例を参考にしながら解決案を提示している。なお、事案にもよるが、調停委員会から解決案を提示しないで、当事者の側から出させるような雰囲気を作っていくということも考えている。
- 交通事故や敷金の事案で、専門家調停委員が付いた場合は判例や今までの事例を基にして解決案を提示する場合があるが、通常の事案で、積極的に調停委員会から解決案を示すことはない。
- 事案によつて解決案を提示している。ただ、仮に不成立にするとしても、単に双方の意見の隔たりが大きいことを理由にすることでは、双方への説得力に欠け、場合によっては、調停制度への不信にもつながりかねないおそれがあるので、感情的な対立が激しいなど解決案の提示になじまないような事案を除き、たとえ不成立となっても納得が得られるようにとの思いから、事案に応じた解決案の提示を行っている。その場合にも、双方の意向を踏まえた上で、より解決につながりやすいと思われる案を提示したり、事案によっては、一案に絞らず複数の案を提示したりしている。
- 第1回期日で双方の意見を十分に聴き、第2回期日で双方の意見を整理し、仮の解決案的なものを提示して双方ある程度納得できるかどうかを見極めながら、ケースバイケースで解決案の提示をする場合もあるが、17条決定を特定調停以外で行ったことはない。
- 例えば、不動産賃料の増減額を求める事案で、不動産鑑定士を調停委員に指定し、簡易鑑定をした上で調停案を作成し、それを基に説得活動をしたところ調停が成立した事案があるが、私自身は17条決定の経験がない。

3 弁護士代理人の関与する調停事件の進行について

- 双方又は片方に代理人弁護士が付いている場合には、裁判所が弁護士資格のある調停委員又は事案に応じた専門家調停委員を選任している。
- 当庁においても双方又は片方に代理人弁護士が付くケースが増えており、その中には事実関係に争いがあるもの、法的に難しい問題を含んでいるものなど、複雑困難事件が多くみられる。
- 双方に弁護士が付いている場合には、事前に弁護士同士で解決策を検討し、何とかまとめていく努力をするように積極的に働きかけている。片方にのみ弁護士が付いている場合は、弁護士が付いている方から積極的な主張がされるので、付いていない方に法テラスや弁護士に相談することも検討するように助言する場合もある。
- 片方にのみ弁護士が付いている場合には、他方に対し、公平性を疑われないためにも、調停は当事者主義であり、調停委員会は平等に調停を行う旨をよく説明してやっている。

4 参列員のコメント

3点ほど意見を述べさせていただきたい。

第1点として、解決案の提示であるが、民間が行うADRと裁判所が行う調停との根本的な違いは、調停は、調停主任あるいは調停官という法律専門家が関与し、調停調書、確定した17条決定が債務名義になるということにある。そうすると、当事者も裁判所が自分たちの紛争をどのように理解しているかを知りたいというニーズがある筈なので、そのニーズを端的に満たすものとして調停委員会による解決策の提示ということを期待しているのだと思われる。

ただ、当事者の納得を得られる解決案を提示するためには、権利意識の高揚やインターネット等の普及により、裁判例や一定の法的見解等の法的情報を持って事件に臨む当事者像を想定した場合には、双方の言い分を足して二で割るということでは理解が得られず、本問で出題庁から提起されている視点、すなわち、主張の整理、争点の把握が重要となると考える。昨年、本席で討議された評議の在

り方や、調停委員会構成員の役割分担というテーマも一連の問題点であると考え
る。

また、出題庁から指摘のあった中間評議、事後評議の充実、評議への書記官の
立会いの励行、調停主任の配慮という視点も肝に銘じなければならないことだが、
互いにジョブパートナーとして利用者のニーズに精一杯応えるという執務意識を
共有することで、敷居を低くしていただけることを期待している。

第2点として、17条決定については、解決案を提示しても合意が得られない
場合には、是非17条決定の活用をご検討いただきたいと思う。17条決定に至
る経緯を振り返ると、当事者双方とも調停を大事に考えているように感じられ、
そういう事案では、感情的には受け入れがたくても、裁判所の判断が示されると
踏ん切りが付けられるということもあるのではないか。すべての事例がそうでは
ないとしても、17条決定をするところまで話が詰まっていて、当事者も円満な
解決を希望してそこまでついてきてくれたわけなので、17条決定を出してみる
べきではないかと考える。

ちなみに、判例タイムズ1369号4頁以降に掲載されている「民事調停の紛
争解決機能を強化するための方策について」と題する東京、大阪で実施された検
証結果によると、実際に発付された17条決定は高い比率で確定しているので、
少し切り口を変えて17条決定を見直していただければと思う。

最後に、当事者に法律専門家代理人が付いている事件の代理人の立場としては、
依頼者の見解が無理筋であっても、依頼者の視点に立ってその主張を法律構成し
て申立書や答弁書を整理するわけだから、先ほど説明した調停委員会による解決
案が提示されれば、代理人としては、調停不調となり、再度依頼者が提訴を検討
する際に、第三者的立場の裁判所には提示された解決案のように理解されている
旨の説得をして、依頼者の見解を軌道修正する端緒として利用してもらえる場合
もあると思われる。そうしたことで、調停も案外使い勝手がよいという認識を持
って貰うことが出来れば、今後、調停に相応しい事件がもっと申し立てられるこ

評議において検討することになる。また、子の年齢や紛争性の程度によっては、子に対する書面照会を行うなどの方法も考えられる。

把握した子の意思については、当事者と共通認識を持つ必要がある。特に、調査官調査を行った場合に、当事者に対し調査結果を伝える際には、当事者が子の意思を受け入れられるようにするため、どのような方法で伝えるか、伝えた後にどのような調整的働き掛けを行うか（調停委員と調査官の役割分担も含む。）などについて、家裁調査官を交えて評議を行い、検討しておくことが必要である。その上で、さらに、把握した子の意思を踏まえ、子の福祉にかなうような新しい親子関係を構築していくように、具体的に働き掛けていくことが必要である。具体的事案において、明らかになった子の意思を考慮しながら、子にとって最善の解決を図っていくことが求められていることを、改めて確認する必要がある。

第2の2について

次のような各庁の取組例が紹介された。

- 第1回期日の冒頭で、調停委員が、当事者に対し、提出する書類は、裁判官が許可すれば反対当事者に閲覧謄写される可能性があることを説明している。
- 当事者が書類を提出する際には、反対当事者に対する開示の可否を聴取し、非開示を希望するとなれば、開示の可能性を説明した上で当該書類の取扱い方について検討を促しており、その結果、口頭で話して済ませるとか、一部マスキングして提出するという事に落ち着く場合が多い。
- 裁判所で開催されたセミナーで、非開示希望書類提出書や当事者に対する説明書を用いながら、非開示希望書類の取扱いについて説明を受けた。
- 非開示希望書類提出書の様式には改善の余地があるのではないかと、また、当事者の主張等を聴くに当たって、口頭ではそのまま聞くが書面で

は提出を一考させるという取扱いの差異には戸惑いを感じるとの問題が指摘された。

(裁判官のコメント)

家事事件手続法の下での調停運営は、基本的には、双方当事人が事実についての情報を共有し、互いに他方当事者の主張等を理解した上で、主体的に譲歩可能性を検討するというものである。また、調停において、必要に応じて法的検討や分析に裏付けられたあっせんを行うためには、当事者から法的検討をするために必要となる資料が提出されることが必要であるところ、このような資料については、双方の当事者に共有されるべきものである。

当事者には、他方当事者に閲覧謄写される可能性があることを理解した上で、書面を提出してもらう必要がある。そのためには、調停の導入段階における手続説明において、①当事者が提出する書面については、裁判官の判断により、他方当事者からの閲覧謄写が許可される可能性があること、②どうしても非開示を希望する場合には、非開示希望部分だけをマスキングして提出するか、非開示希望書類提出書を添付して提出する必要があること、③非開示希望の上申をした場合でもなお、裁判官の判断によって開示される可能性はあり、調停委員において非開示を約束することができないことを、調停委員から丁寧に説明することが重要である。

かかる説明にもかかわらず、当事者が非開示希望の書面を「調停委員限り」として提出することに固執するのであれば、受領はせざるを得ないであろう。

閲覧謄写について、調停委員から当事者に対し、一定の類型に該当することを理由として閲覧謄写の許否の見通しを伝えることは相当ではなく、非開示希望のある書面が提出される全ての場合において、調停委員がオリエンテーションや書類受領時に行うべき説明は、事件類型、提出書面の種類や内容によって、特に異なるものではないと思われる。

とに繋がり、私たちは、今、その種を蒔く時期にいるのだということを再認識したいと思う。

第2問

近時の家事調停事件の状況をみると、インターネットの急速な発展に伴い、事件に関連する情報を容易に入手することができることから、事前に情報収集を行い、調停に臨む当事者が増えてきている。また、価値観の多様化と当事者の権利意識の昂揚により、解決が困難な家事調停事件が増加している。

平成25年1月1日から当事者の手続保障や手続の透明性を強化した家事事件手続法が施行されるが、これを契機に、家事調停事件に関しても、当事者が権利主体として関与し、納得した解決が得られるか、つまり、当事者の主体的な紛争解決意欲・能力を向上させ、調停事件の紛争解決機能をいかに強化するかが、今後の調停運営のポイントになると思われる。

具体的には、調停運営の在り方として、次のようなことを検討する必要があると考えている。

1 当事者の主体的な紛争解決意欲・能力を向上させる方策

- (1) 手続の流れや調停進行の見通しを、早期に当事者に理解してもらう方策
- (2) 事案に必要な基本的な法知識を当事者に正確に理解してもらう方策
- (3) 早い段階で、当事者に事案の争点を要領良く、分かりやすく、提示する方策

2 紛争解決機能を強化させる方策

- (1) 調停委員と裁判官が事件の争点や法的判断（法的評価）を共有化するため、充実した評議の実施
- (2) 客観的資料を当事者間で共有する方策

そこで、各庁においては、新法下での調停運営を見据えてどのような工夫・配慮をされているか伺いたい。

1 について

- 福岡家裁でのホワイトボードを利用して当事者双方の主張を対比させながら明確化する取組例を参考として、当庁でも「調停進行のオリエンテーションシート」や事件類型に応じた法的説明用の「説明シート」の導入を検討しているところである。

ただ、離婚事件などで感情的主張を対比する場合、ホワイトボードに記載すると、その表現振りを巡って、新たに紛糾する可能性があるため、ホワイトボードを利用するよりも、必要に応じ裁判所から口頭で問題点を説明したりメモを双方に渡した方が良いのではないかという意見がある。

- ホワイトボードを利用すると、感情の整理ができ、相手方の考え方に初めて気付いたり、客観的に問題をとらえることができるようになり、解決の糸口になることがある。

ただ、ホワイトボードを記載するには調停委員自身のスキルが必要だと思う。

また、解決案については、事前に裁判官と評議を行って提示を行っている。

- 争点を明確にして分かりやすく調停を進めるためには、調停委員自身のスキルアップが必要であり、当庁では平成22年から裁判官を講師に迎えての勉強会やグループ別の研究会を行っている。

当事者自身が解決策を導き出す手法として、離婚を決意するに至った経緯や原因、どうしたら修復可能かなど箇条書きにして提出してもらったケースがあったが、このケースは、関係の修復がなされた結果、取下げに終わった。

- 視覚化シートやホワイトボードの利用については、まず家事实務研究班12名で有効かどうか3か月間試してみた結果、口頭で説明しても理解してもらえなかったケースでも、ホワイトボードに書いて示すと理解してもらえた例などがあり、有効であることが確認された。そして他の調停委員に広めるために4回にわたり延べ100人程度の調停委員が参加した研修会により、ホワイトボードの利用の仕方や実演を行った。

ホワイトボードへの記載は、相調停委員との事前打合せや役割分担が必要になるが、今まで以上に連携が良くなったと感じている。また、今では、困難な事件ほど、有効であると感じている。

- ホワイトボードまでは利用していないが、入れ替わりの際などに双方の当事者に主張を対比した書面を交付している。
- 別席ではあるが、調停終了時に合意できたことや次回の課題などを当事者双方と調停委員とが確認し、食い違いがないようにしている。また、あらかじめ手続説明書など当事者に交付しており、調停への理解が進みやすいよう工夫している。
- 遺産分割事件では、以前からホワイトボードを利用して主張対比を行っていた。今後、他の事件類型についても拡大していきたい。

2について

- 第1回期日前の裁判官との評議は、複雑困難な事件や暴力等が予測される事件のみで行っている。その他の事件については必要に応じて評議が行われており、経過メモと併せて評議メモを作成している。この評議メモは、当事者に指示した事項、次回の予定、裁判所へ連絡事項などを記載するようになっている。
- 第1回期日の途中で評議を行うこともあるが、それは裁判官から要請があったときに行っている。
- 第1回期日の評議は重要であると認識しているが、それまでに相手方の回答書が戻ってこないケースもあるので、期日前に評議を行うためには情報が不足していると考えられる。したがって、第1回期日終了直後が効果的であると思われる。

養育料や婚姻費用分担の事件については、審判での審理を見据えて調停段階から経済資料などではできる限り提出してもらうよう努力をしている。このため資料提出の依頼書を作成している。

- 手続説明書に、書類の提出方法、閲覧謄写の方法、非開示希望情報の取扱い

などを記載して案内し、できる限り情報を共有するようにしている。

- できる限り資料を求めるようにしており、何を求め、いつ提出されたかを調停委員が管理している。
- 養育料の事件で、インターネットから取得した情報を根拠として、自己の主張を展開し、進行に困ったことがあった。

3 参列員のコメント

- 各庁いずれもさまざまな工夫や取組みを行っており、心強く感じている。ホワイトボードの利用については、感情的な面もあるが、全体的な状況を捉え、客観視してもらい、冷静に対応することが可能になるものと思われる。また、合意内容の確認や次回までの課題を記したメモを当事者に交付するという工夫は、同席説明ができない事案では次善の策として有効ではないかと思われる。
- ホワイトボードの利用については、自らを客観視できるし、また、自分で言いたいことを整理できない人にも有効であると思われる。

感情的な対立のある事件の主張対比に利用するのが難しい場合があることは理解できるが、例えば、家事法65条の子の意思の把握の場面では、感情の対立が先鋭化することも大いに想定されるところではあるが、調停委員会として、逃げずにやる必要があるものと思われる。

今後、各庁で行われる研修には是非積極的に参加していただきたい。また家事調停の変革の影響を受けて、民事調停も変革を迫られる場面もあると思われるので、民事調停委員におかれても、今後の家事調停の動きに留意して、情報収集に努めていただきたい。

平成 23 年

調 停 事 件 の 概 況

平成 24 年 10 月

福岡 高等 裁判 所

第1 民事調停事件の概況

1 民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

最近10年間の全国及び福岡高等裁判所管内（以下「管内」という。）の民事調停事件全体（高裁，地裁及び簡裁）の新受件数（実数及び平成14年を100とする指数）の推移は，別表第1のとおりであり，指数の推移をグラフ化したものが，別表第2である。

新受件数は，全国，管内ともに，平成15年をピークとして，大幅な減少に転じており，平成23年は，前年の85.3%（全国），98.2%（管内）に減少し，ピーク前の平成14年を100とする指数でも全国で15.3，管内で12.7となっている。

しかし，一般調停事件については，全国，管内ともに，ここ数年，全国は平成19年から，管内は平成18年から増加しており，平成23年は，全国で3,935件増の63,514件（前年比約7%増），管内で2,500件増の12,102件（前年比約26%増）と大幅に増加している。

2 民事調停事件（簡裁）の概況

(1) 新受件数の推移

最近10年間の全国，管内及び各庁別の簡易裁判所の新受件数の推移は，別表第3のとおりである。

新受件数は，民事調停事件全体と同様，平成15年をピークとして，大幅な減少に転じており，平成14年を100とする指数では，平成23年は，全国で12.9，管内で8.3にまで減少しており，特に，鹿児島（6.4）那覇（2.0）の減少が著しい。

(2) 新受件数の事件別の推移等

最近5年間の管内の新受件数の事件別の推移は，別表第4のとおりである。

特定調停の新受件数は，平成23年は1,703件と前年（4,459件）の38.2%であり，平成19年を100とする指数でも，4.0と大幅に減少している。ただし，

一般調停の新受件数は、平成22年は前年より約8%減少したが、平成23年は前年よりも約9%増加した（平成22年は6,668件、平成23年が7,268件）。これは、民事一般調停（前年比約5.7%増）及び商事調停（前年比約89%増）の増加によるものである。

平成23年の全国、管内及び各庁別の新受件数の事件別の構成比は、別表第5のとおりである。

(3) 特定調停事件の新受件数及び処理結果の推移

最近5年間の全国、管内及び各庁別の特定調停事件の新受件数の推移は、別表第6のとおりであり、その新受件数について、平成19年を100とする指数の推移をグラフ化したのが、別表第7である。

(4) 処理結果の推移

最近5年間の全国、管内及び各庁別の処理結果の推移は、別表第8の1、2のとおりである。

平成19年を100とする未済件数の指数は、平成23年は、全国が34.6、管内が22.5となっており、全国よりも管内の減少が大きい。

最近5年間の全国、管内及び各庁別の終局区分の推移は、別表第9のとおりである。平成23年の管内の処理結果は、調停成立が21.1%、調停に代わる決定が50.0%、取下げ等が12.8%を占めており、全国よりも調停成立の割合が低く、調停に代わる決定の割合が高くなっている（全国は、調停成立が28.0%、調停に代わる決定が36.8%）。

(5) 既済事件の審理期間等の推移

最近5年間の管内の既済事件の審理期間等の推移は、別表第10のとおりである。

既済事件の審理期間は、平成23年は、管内（内円）は、88.6%の事件が3月以内に、97.7%の事件が6月以内に処理されている。全国（外円）では、3月以内に処理された事件の割合は78.0%であり、管内の方が、10.6ポイント上

回っている。

また、既済事件の平均審理期間は、平成23年は、全国が2.5月、管内が1.7月であり、全国よりも0.8月短い審理期間で処理されている。

(6) 既済事件の期日実施回数等

平成23年の全国及び管内の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数は、別表第11のとおりであり、管内（内円）では、3回までの期日の実施によって終了した事件が全体の70.6%（第1回期日実施までの間に取下げ等により終了した事件24.9%を含めると95.5%）を占めており、既済事件のほとんどが第3回期日までに終了している。

実施回数が1回で既済となっている事件は48.5%で、全国(42.2%)よりも大きな割合を占めており、平均実施回数も、1.2回で全国(1.8回)より0.6回少なく、最近5年間をみても、全国より少ない回数となっている。

各庁とも調停の運営等を工夫され、全体としてかなりの成果を挙げているものと思われる。

第2 家事調停事件の概況

1 新受件数の推移

最近10年間の全国及び管内の新受件数（実数及び平成14年を100とする指数）の推移は、別表第12のとおりであり、指数の推移をグラフ化したものが、別表第13である。

新受件数は、全国、管内ともに、平成14年から平成20年まで、ほぼ横ばいの状態であったが、平成21年から、全国、管内ともに増加に転じた。平成23年は、全国では前年よりも3,167件減の137,390件であったのに対し、管内では22件増の16,275件と近年最高の件数を記録した。なお、乙類調停事件の新受件数は、全国で1,132件増の68,166件（前年比約2%増）、管内で355件増の8,419件（前年比約4%増）とともに増加している。

最近10年間の全国、管内及び各庁別の新受件数の推移は、別表第14のとおり

りである。

2 新受件数の事件別の推移等

最近5年間の管内の新受件数の事件別の推移は、別表第15のとおりであり、乙類調停の増加が著しく、中でも婚姻費用分担、財産分与、子の監護に関する処分、請求すべき按分割合（年金分割）といった金銭の支払が問題となる事件の増加が顕著となっている。

平成23年の全国、管内及び各庁別の新受事件の事件別の内訳は、別表第16のとおりであり、事件別の構成比をグラフにしたものが別表第17である。管内における内訳は、婚姻中の夫婦間の事件がもっとも多く、次いで、子の監護に関する処分、婚姻費用分担、遺産分割、親権者変更等の順となっており、全国とほぼ同様の構成比となっている。

3 処理結果の推移

最近5年間の全国、管内及び各庁別の処理結果の推移は、別表第18の1、2のとおりである。

最近5年間の終局区分の推移は、別表第19のとおりである。平成23年の管内の処理結果は、成立が52.3%、不成立が17.0%、取下げが26.7%を占めており、成立率は、全国(51.9%)とほぼ同率である。

なお、平成23年の管内の既済事件の事件別の終局区分構成比は、別表第20のとおりである。

4 既済事件の審理期間の推移

最近5年間の管内の既済事件の審理期間の推移は、別表第21のとおりである。

既済事件の審理期間は、平成23年は、管内（内円）は、3月以内に52.4%の事件が終了しており、これは、全国（外円）の44.7%を7.7ポイント上回っている。

6月以内に既済となった事件の割合を比較しても、管内(82.6%)が全国(77.1%)を5.5ポイント上回っており、当管内ではより迅速な事件処理がされている

ものといえる。

最近5年間の全国及び管内の既済事件の平均審理期間の推移は、別表第22のとおりであり、管内の既済事件の平成23年の平均審理期間は、全調停が4.3月（全国4.8月）、乙類調停が4.7月（全国5.2月）、乙類以外の調停が3.8月（全国4.5月）と、いずれも全国より短い審理期間で処理されている。

5 未済事件の審理期間の推移

平成23年の管内及び各庁別の乙類調停事件の未済事件の審理期間は、別表第23のとおりであり、管内では、1年を超え2年以内のものが221件、2年を超えるものが88件となっている。このうち、遺産分割調停事件は、全未済事件の35.7%を占め、特に、1年を超え2年以内のものが166件、2年を超えるものが83件で、1年を超える未済事件の80.6%を占めており、同事件の長期化が乙類調停事件の平均審理期間の長期化の原因となっているといえる。

別 表 目 録

別表第1	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数の推移	8
2	民事調停事件(高・地・簡)の新受件数(指数)の推移	8
3	民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移	9
4	民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)	10
5	平成23年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の構成比	10
6	特定調停事件(簡裁)の新受件数の推移	11
7	特定調停事件(簡裁)の新受件数(指数)の推移	11
8の1	民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移	12
8の2	民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移	12
9	民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移	13
10	民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移 ..	14
11	平成23年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数 ...	15
12	家事調停事件の新受件数の推移	16
13	家事調停事件の新受件数(指数)の推移	16

14	家事調停事件の新受件数の推移……………	17
15	家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)……………	18
16	平成23年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳……………	19
17	平成23年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比……………	19
18の1	家事調停事件の既済件数の推移……………	20
18の2	家事調停事件の未済件数の推移……………	20
19	家事調停事件の終局区分の推移……………	21
20	平成23年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)……	22
21	家事調停事件の既済事件の審理期間の推移……………	23
22	家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移……………	24
23	平成23年乙類調停事件の未済事件の審理期間……………	24

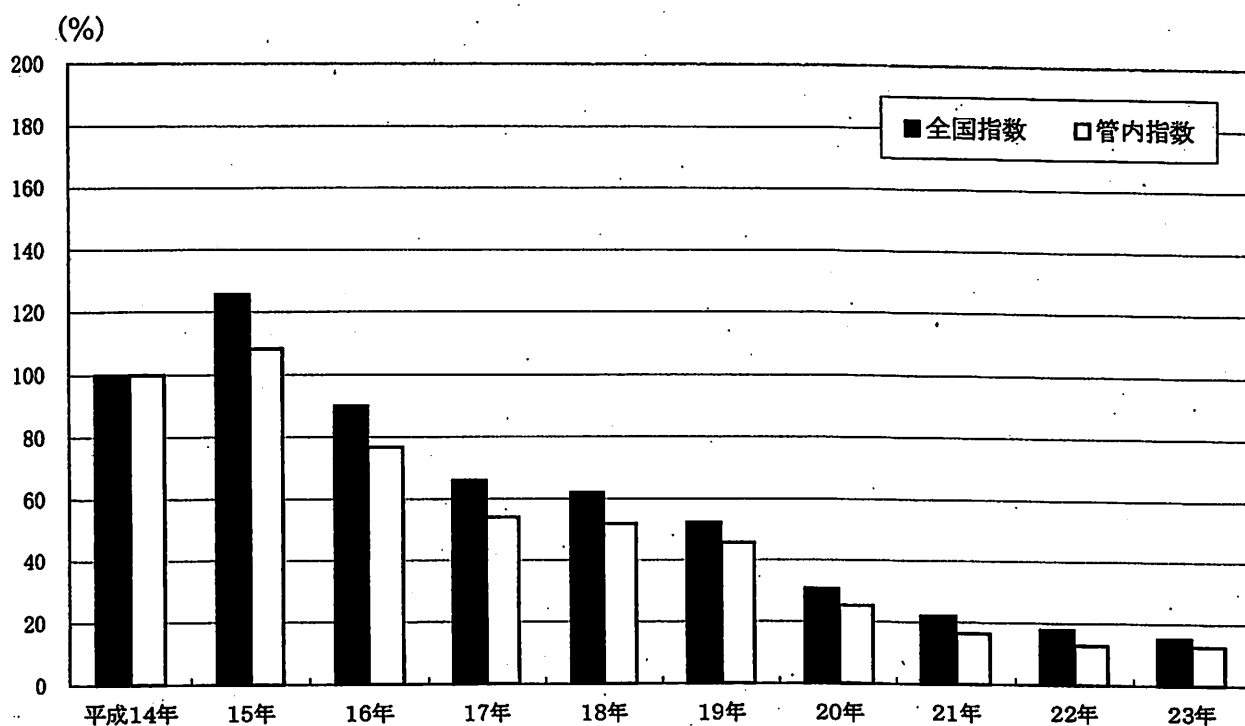
(別表第1)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数の推移

年 次	全 国				管 内			
	新 受 件 数	指 数	一 般 調 停	特 定 調 停	新 受 件 数	指 数	一 般 調 停	特 定 調 停
平成14年	489,955	100.0	73,287	416,668	108,527	100.0	8,518	100,009
15年	615,313	125.6	78,242	537,071	117,425	108.2	8,372	109,053
16年	440,724	90.0	59,221	381,503	83,132	76.6	7,108	76,024
17年	322,987	65.9	48,193	274,794	58,727	54.1	5,626	53,101
18年	304,049	62.1	44,752	259,297	56,160	51.7	5,677	50,483
19年	255,565	52.2	47,205	208,360	49,727	45.8	7,121	42,606
20年	150,161	30.6	47,473	102,688	27,442	25.3	7,422	20,020
21年	108,615	22.2	52,611	56,004	17,926	16.5	8,061	9,865
22年	87,808	17.9	59,579	28,229	14,061	13.0	9,602	4,459
23年	74,896	15.3	63,514	11,382	13,805	12.7	12,102	1,703

(別表第2)

民事調停事件（高・地・簡）の新受件数（指数）の推移



(別表第3)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成 14年	新受	487,943	108,369	29,112	3,253	7,980	6,378	7,701	12,784	8,315	32,846
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15年	新受	613,260	117,242	36,942	4,290	8,789	8,524	10,602	15,670	8,147	24,278
	指数	125.7	108.2	126.9	131.9	110.1	133.6	137.7	122.6	98.0	73.9
16年	新受	439,173	82,995	26,309	3,849	7,449	7,237	8,305	13,001	5,519	11,326
	指数	90.0	76.6	90.4	118.3	93.3	113.5	107.8	101.7	66.4	34.5
17年	新受	321,383	58,623	17,180	2,690	5,123	5,752	5,888	9,128	5,822	7,040
	指数	65.9	54.1	59.0	82.7	64.2	90.2	76.5	71.4	70.0	21.4
18年	新受	302,528	56,037	15,087	2,344	5,660	5,991	5,485	9,371	5,561	6,538
	指数	62.0	51.7	51.8	72.1	70.9	93.9	71.2	73.3	66.9	19.9
19年	新受	254,013	49,539	14,403	2,337	5,043	5,143	4,383	7,643	5,723	4,864
	指数	52.1	45.7	49.5	71.8	63.2	80.6	56.9	59.8	68.8	14.8
20年	新受	148,242	27,128	8,419	1,538	2,456	2,857	2,370	3,729	3,069	2,690
	指数	30.4	25.0	28.9	47.3	30.8	44.8	30.8	29.2	36.9	8.2
21年	新受	105,637	17,103	5,409	893	1,469	2,014	1,748	2,089	1,990	1,491
	指数	21.6	15.8	18.6	27.5	18.4	31.6	22.7	16.3	23.9	4.5
22年	新受	79,535	11,127	3,690	712	1,092	966	1,061	1,378	1,280	948
	指数	16.3	10.3	12.7	21.9	13.7	15.1	13.8	10.8	15.4	2.9
23年	新受	63,009	8,971	3,735	402	808	751	922	817	872	664
	指数	12.9	8.3	12.8	12.4	10.1	11.8	12.0	6.4	10.5	2.0

(別表第4)

民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類	平成19年		20年		21年		22年		23年	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総数	49,539	100.0	27,128	54.8	17,103	34.5	11,127	22.5	8,971	18.1
一般調停	6,935	100.0	7,108	102.5	7,238	104.4	6,668	96.1	7,268	104.8
民事一般	5,476	100.0	5,653	103.2	5,796	105.8	5,425	99.1	5,734	104.7
宅地建物	588	100.0	617	104.9	555	94.4	565	96.1	513	87.2
農事	6	100.0	2	33.3	5	83.3	2	33.3	1	16.7
商事	554	100.0	552	99.6	659	119.0	427	77.1	805	145.3
交通	296	100.0	264	89.2	215	72.6	243	82.1	212	71.6
公害等	15	100.0	20	133.3	8	53.3	6	40.0	3	20.0
特定調停	42,604	100.0	20,020	47.0	9,865	23.2	4,459	10.5	1,703	4.0

(別表第5)

平成23年民事調停事件(簡裁)の新受件数の事件別の構成比

庁名	総数	一般調停							特定調停
		総数	民事一般	宅地建物	農事	商事	交通	公害等	
全国	63,009	51,658	35,503	5,026	15	7,890	3,139	85	11,351
構成比(%)	100.00	81.99	56.35	7.98	0.02	12.52	4.98	0.13	18.01
管内	8,971	7,268	5,734	513	1	805	212	3	1,703
	100.00	81.02	63.92	5.72	0.01	8.97	2.36	0.03	18.98
福岡	3,735	3,115	2,172	152	0	696	94	1	620
	100.00	83.40	58.15	4.07	0.00	18.63	2.52	0.03	16.60
佐賀	402	308	283	15	0	0	10	0	94
	100.00	76.62	70.40	3.73	0.00	0.00	2.49	0.00	23.38
長崎	808	709	630	46	0	18	15	0	99
	100.00	87.75	77.97	5.69	0.00	2.23	1.86	0.00	12.25
大分	751	529	428	49	0	32	20	0	222
	100.00	70.44	56.99	6.52	0.00	4.26	2.66	0.00	29.56
熊本	922	810	669	76	1	37	25	2	112
	100.00	87.85	72.56	8.24	0.11	4.01	2.71	0.22	12.15
鹿児島	817	680	585	62	0	21	12	0	137
	100.00	83.23	71.60	7.59	0.00	2.57	1.47	0.00	16.77
宮崎	872	634	583	31	0	1	19	0	238
	100.00	72.71	66.86	3.56	0.00	0.11	2.18	0.00	27.29
那覇	664	483	384	82	0	0	17	0	181
	100.00	72.74	57.83	12.35	0.00	0.00	2.56	0.00	27.26

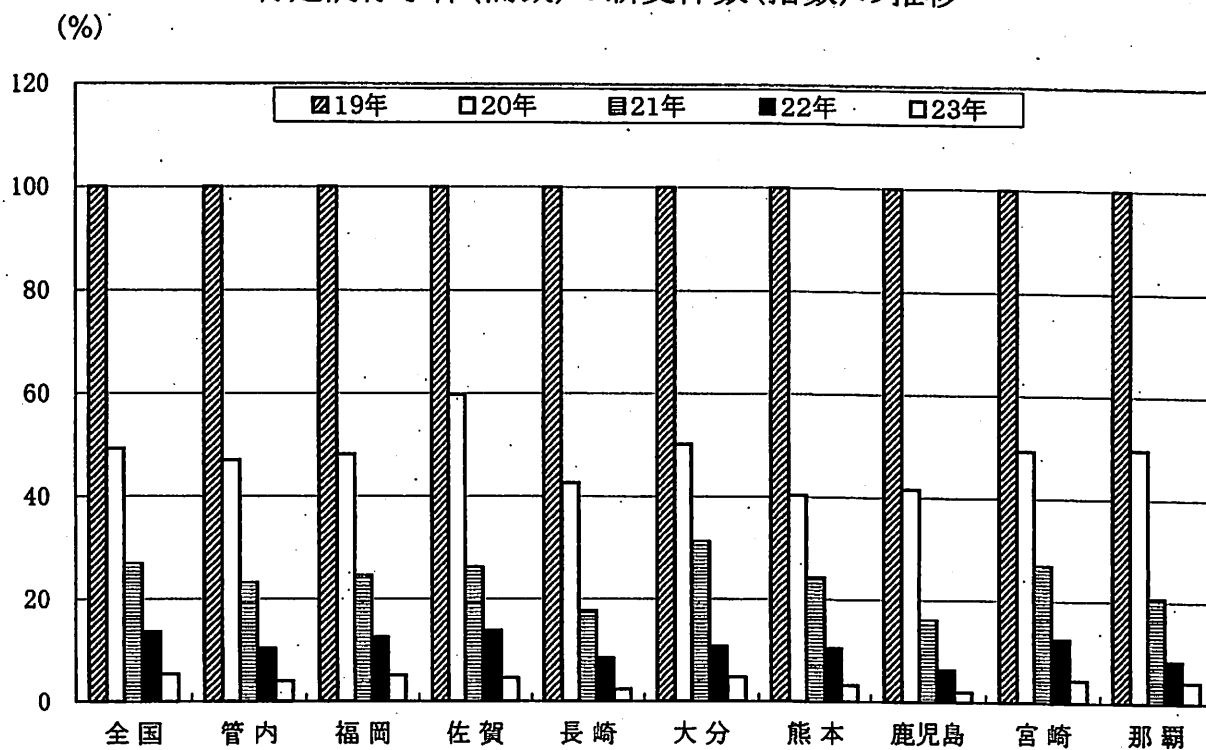
(別表第6)

特定調停事件(簡裁)の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成19年	新受	208,310	42,604	11,937	2,028	4,225	4,672	3,395	6,916	5,239	4,192
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	新受	102,643	20,020	5,747	1,211	1,802	2,341	1,372	2,882	2,583	2,082
	指数	49.3	47.0	48.1	59.7	42.7	50.1	40.4	41.7	49.3	49.7
21年	新受	55,904	9,865	2,923	531	749	1,459	822	1,111	1,404	866
	指数	26.8	23.2	24.5	26.2	17.7	31.2	24.2	16.1	26.8	20.7
22年	新受	28,213	4,459	1,502	280	361	505	357	441	662	351
	指数	13.5	10.5	12.6	13.8	8.5	10.8	10.5	6.4	12.6	8.4
23年	新受	11,351	1,703	620	94	99	222	112	137	238	181
	指数	5.4	4.0	5.2	4.6	2.3	4.8	3.3	2.0	4.5	4.3

(別表第7)

特定調停事件(簡裁)の新受件数(指数)の推移



(別表第8の1)

民事調停事件(簡裁)の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成19年	既済	269,810	52,474	14,969	2,363	5,551	5,418	4,771	8,248	5,893	5,261
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	既済	158,761	29,192	9,073	1,589	2,706	3,107	2,606	4,120	3,191	2,800
	指数	58.8	55.6	60.6	67.2	48.7	57.3	54.6	50.0	54.1	53.2
21年	既済	109,779	18,191	5,684	998	1,524	2,190	1,753	2,219	2,110	1,713
	指数	40.7	34.7	38.0	42.2	27.5	40.4	36.7	26.9	35.8	32.6
22年	既済	82,540	11,801	3,862	708	1,167	1,116	1,142	1,469	1,341	996
	指数	30.6	22.5	25.8	30.0	21.0	20.6	23.9	17.8	22.8	18.9
23年	既済	66,272	9,178	3,737	454	828	762	972	878	858	689
	指数	24.6	17.5	25.0	19.2	14.9	14.1	20.4	10.6	14.6	13.1

(別表第8の2)

民事調停事件(簡裁)の未済件数の推移

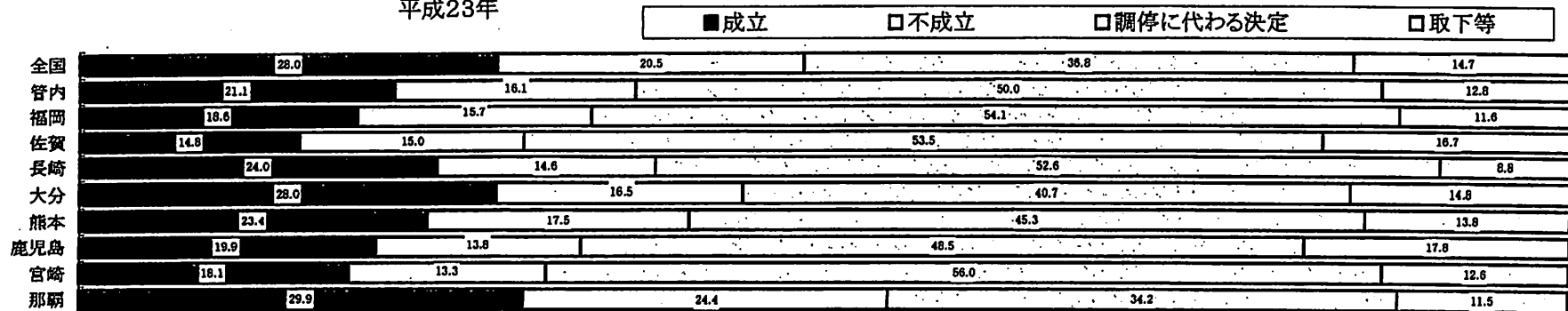
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成19年	未済	32,024	5,201	1,619	242	503	696	474	765	380	522
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	未済	21,505	3,137	965	191	253	446	238	374	258	412
	指数	67.2	60.3	59.6	78.9	50.3	64.1	50.2	48.9	67.9	78.9
21年	未済	17,363	2,049	690	86	198	270	233	244	138	190
	指数	54.2	39.4	42.6	35.5	39.4	38.8	49.2	31.9	36.3	36.4
22年	未済	14,358	1,375	518	90	123	120	152	153	77	142
	指数	44.8	26.4	32.0	37.2	24.5	17.2	32.1	20.0	20.3	27.2
23年	未済	11,095	1,168	516	38	103	109	102	92	91	117
	指数	34.6	22.5	31.9	15.7	20.5	15.7	21.5	12.0	23.9	22.4

(別表第9)

民事調停事件(簡裁)の終局区分の推移

庁 名	成 立 率						不 成 立 率						調停に代わる決定率						取 下 等 率					
	19年	20年	21年	22年	23年	平均	19年	20年	21年	22年	23年	平均	19年	20年	21年	22年	23年	平均	19年	20年	21年	22年	23年	平均
全 国	7.7	11.3	15.6	19.9	28.0	13.2	5.6	8.7	13.3	17.2	20.5	10.4	68.9	63.1	54.6	47.0	36.8	59.5	17.8	16.9	16.5	15.9	14.7	16.9
管 内	5.1	7.6	10.9	15.7	21.1	8.8	3.4	5.0	9.0	13.0	16.1	6.5	72.1	70.2	65.4	57.3	50.0	67.5	19.5	17.2	14.7	14.0	12.8	17.2
福 岡	5.2	7.7	9.3	13.2	18.6	8.6	3.6	5.9	10.5	13.7	15.7	7.5	77.4	74.0	67.9	60.8	54.1	71.1	13.8	12.4	12.3	12.3	11.6	12.8
佐 賀	5.0	6.4	10.2	12.3	14.8	7.8	3.8	3.8	11.0	12.6	15.0	6.8	77.1	75.8	68.0	66.8	53.5	72.4	14.1	14.0	10.7	8.3	16.7	13.0
長 崎	6.1	9.6	17.4	19.8	24.0	11.0	5.1	6.3	10.9	11.4	14.6	7.4	69.2	67.5	55.2	56.8	52.6	64.6	19.6	16.6	16.5	12.0	8.8	17.0
大 分	5.6	6.6	9.1	17.7	28.0	8.9	2.4	4.2	6.6	12.8	16.5	5.3	74.3	71.5	67.2	47.7	40.7	68.0	17.7	17.7	17.1	21.8	14.8	17.8
熊 本	6.4	9.3	14.0	19.9	23.4	11.1	3.5	6.1	9.6	18.7	17.5	7.8	65.3	61.1	54.7	43.9	45.3	58.8	24.8	23.5	21.7	17.6	13.8	22.3
鹿 児 島	3.0	5.6	9.2	16.8	19.9	6.5	2.3	3.6	6.2	11.4	13.8	4.5	67.2	67.1	68.2	54.4	48.5	65.2	27.5	23.7	16.4	17.4	17.8	23.8
宮 崎	4.5	7.3	9.2	11.1	18.1	7.4	2.3	3.3	5.6	9.5	13.3	4.5	72.0	73.3	72.2	67.5	56.0	70.9	21.2	16.1	13.0	11.9	12.6	17.2
那 覇	6.1	9.0	13.8	20.6	29.9	10.6	4.5	5.5	11.4	13.1	24.4	7.7	69.3	65.1	61.1	54.5	34.2	63.7	20.1	20.4	13.6	11.8	11.5	18.0

平成23年

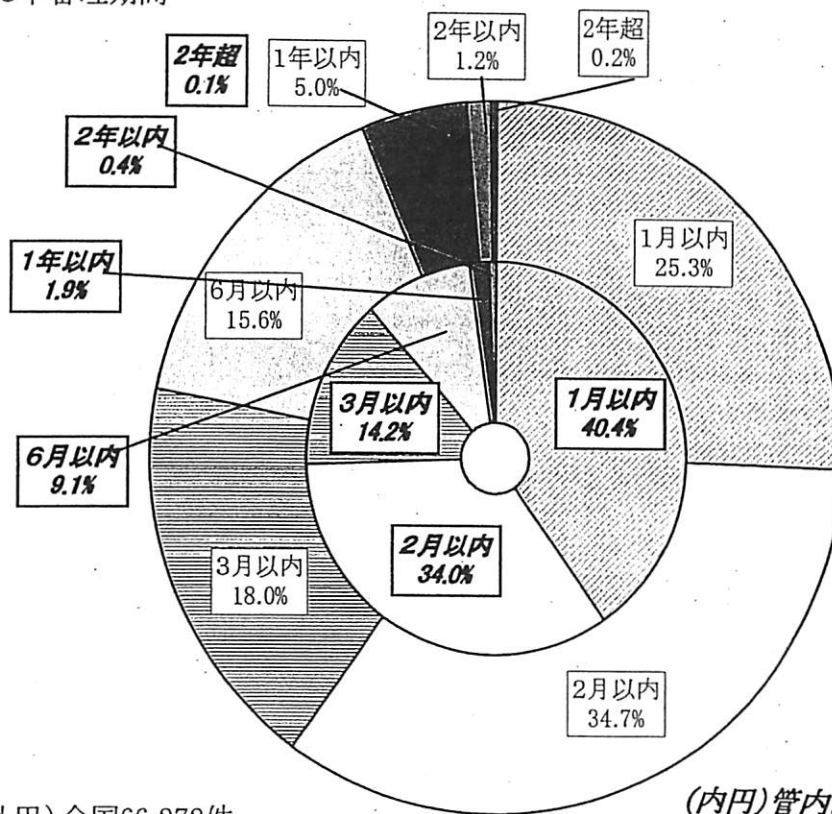


(別表第10)

民事調停事件(簡裁)の既済事件の審理期間及び平均審理期間の推移

期 間	平成19年		20年		21年		22年		23年		全国(平成23年)	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
総 数	52,474	%	29,192	%	18,191	%	11,801	%	9,178	%	66,272	%
1 月 以 内	6,653	12.7	5,010	17.2	4,146	22.8	3,680	31.2	3,704	40.4	16,798	25.3
2 月 以 内	31,765	60.5	16,181	55.4	8,532	46.9	4,739	40.2	3,123	34.0	22,991	34.7
3 月 以 内	10,883	20.7	5,803	19.9	3,628	19.9	2,045	17.3	1,299	14.2	11,951	18.0
6 月 以 内	2,846	5.4	1,924	6.6	1,605	8.8	1,052	8.9	838	9.1	10,306	15.6
1 年 以 内	288	0.5	222	0.8	236	1.3	236	2.0	175	1.9	3,289	5.0
2 年 以 内	37	0.1	44	0.2	39	0.2	40	0.3	34	0.4	808	1.2
2 年 超	2	0.0	8	0.0	5	0.0	9	0.1	5	0.1	129	0.2
平均審理期間	1.8月		1.8月		1.9月		1.9月		1.7月		2.5月	
同上(全国)	2.1月		2.2月		2.3月		2.4月					

平成23年審理期間

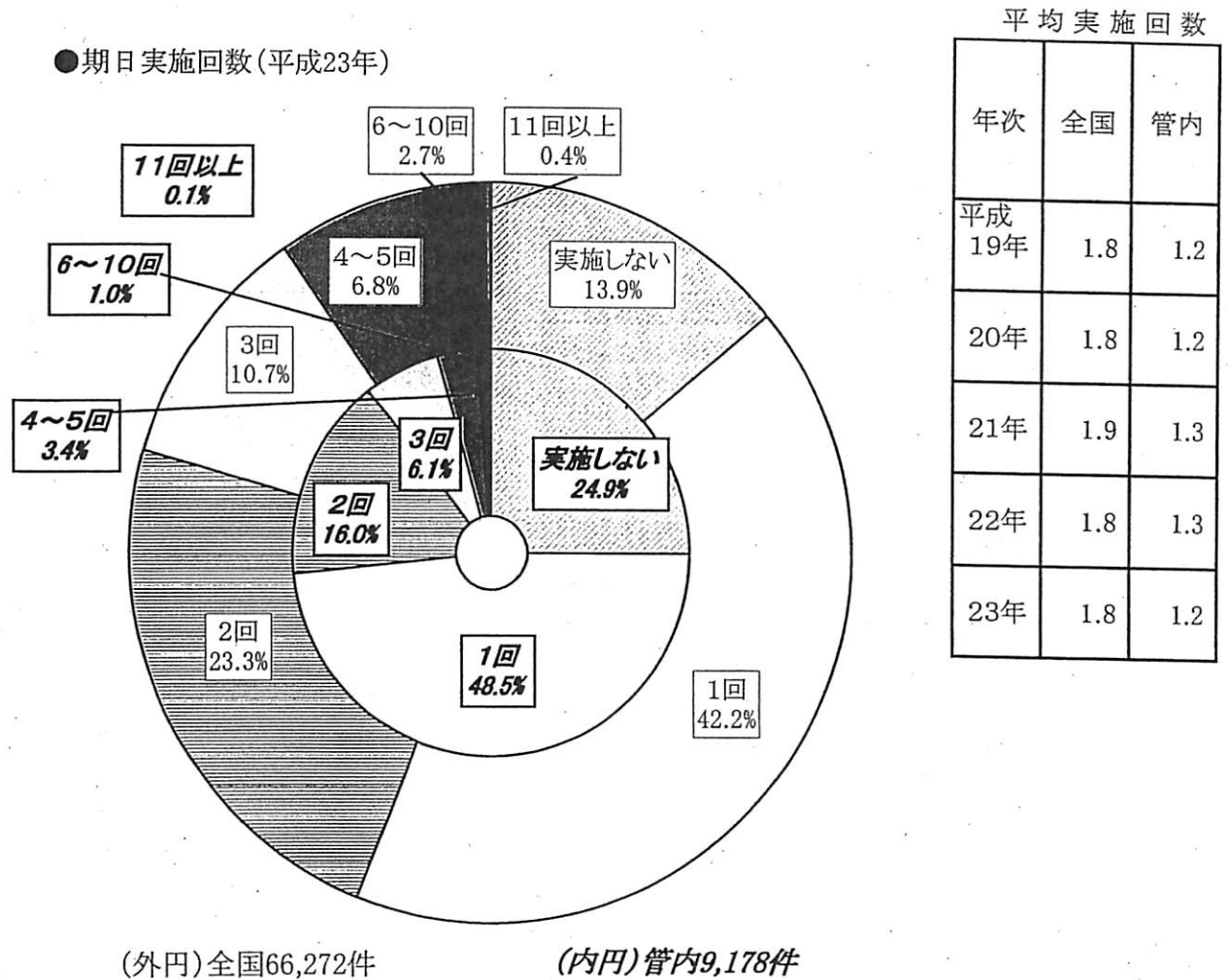


(外円) 全国66,272件

(内円) 管内9,178件

(別表第11)

平成23年民事調停事件(簡裁)の既済事件の期日実施回数及び平均実施回数



●平均実施回数(平成23年)

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
1.1	1.0	1.1	1.5	1.3	1.2	1.2	1.8

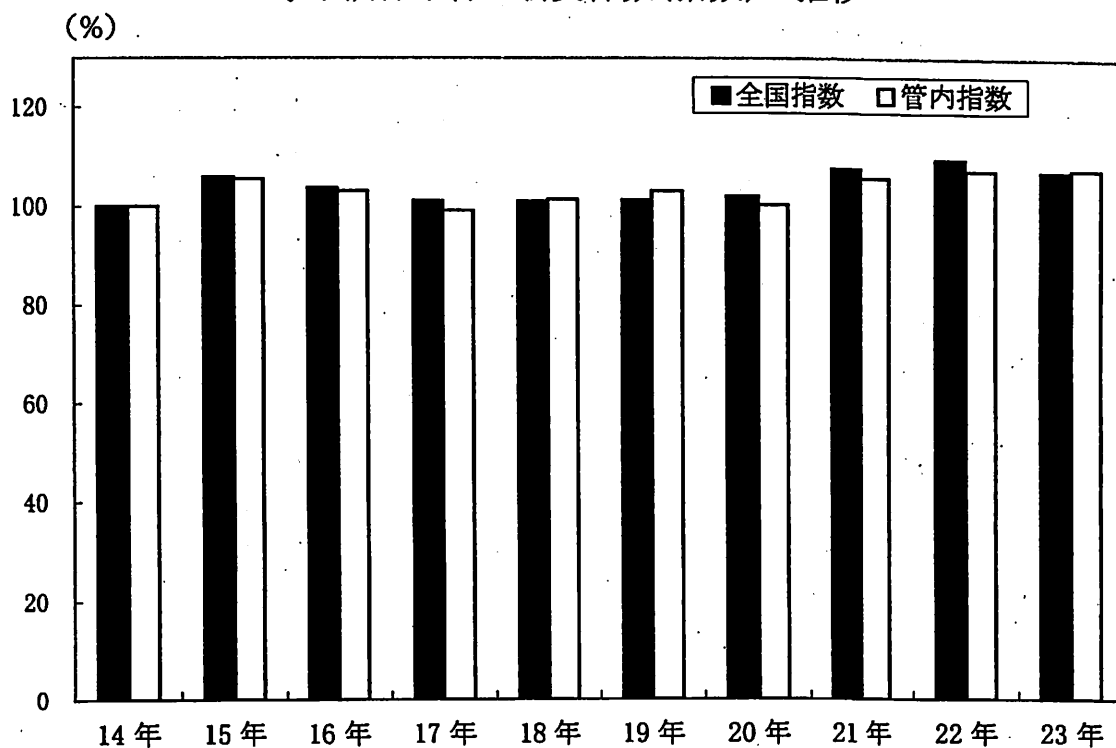
(別表第12)

家事調停事件の新受件数の推移

年次	全 国				管 内			
	新受件数	指 数	乙類調停	乙類以外の調停	新受件数	指 数	乙類調停	乙類以外の調停
平成 14 年	128,554	100.0	48,049	80,505	15,157	100.0	6,102	9,055
15 年	136,125	105.9	53,207	82,918	15,981	105.4	6,619	9,362
16 年	133,227	103.6	53,745	79,482	15,611	103.0	6,651	8,960
17 年	129,876	101.0	53,438	76,438	15,005	99.0	6,412	8,593
18 年	129,690	100.9	55,099	74,591	15,343	101.2	6,850	8,493
19 年	130,061	101.2	55,609	74,452	15,602	102.9	7,009	8,593
20 年	131,093	102.0	58,647	72,446	15,198	100.3	7,152	8,046
21 年	138,240	107.5	64,448	73,792	16,004	105.6	7,727	8,277
22 年	140,557	109.3	67,034	73,523	16,253	107.2	8,064	8,189
23 年	137,390	106.9	68,166	69,224	16,275	107.4	8,419	7,856

(別表第13)

家事調停事件の新受件数(指数)の推移



(別表第14)

家事調停事件の新受件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成14年	新受	128,554	15,157	5,296	818	1,448	1,383	1,836	1,544	1,360	1,472
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15年	新受	136,125	15,981	5,837	857	1,524	1,277	1,985	1,591	1,440	1,470
	指数	105.9	105.4	110.2	104.8	105.2	92.3	108.1	103.0	105.9	99.9
16年	新受	133,227	15,611	5,310	875	1,482	1,330	2,046	1,797	1,344	1,427
	指数	103.6	103.0	100.3	107.0	102.3	96.2	111.4	116.4	98.8	96.9
17年	新受	129,876	15,005	5,139	896	1,441	1,385	1,923	1,688	1,256	1,277
	指数	101.0	99.0	97.0	109.5	99.5	100.1	104.7	109.3	92.4	86.8
18年	新受	129,690	15,343	5,292	857	1,410	1,226	1,948	1,743	1,335	1,532
	指数	100.9	101.2	99.9	104.8	97.4	88.6	106.1	112.9	98.2	104.1
19年	新受	130,061	15,602	5,376	819	1,415	1,321	1,937	1,774	1,403	1,557
	指数	101.2	102.9	101.5	100.1	97.7	95.5	105.5	114.9	103.2	105.8
20年	新受	131,093	15,198	5,074	818	1,312	1,305	2,058	1,778	1,310	1,543
	指数	102.0	100.3	95.8	100.0	90.6	94.4	112.1	115.2	96.3	104.8
21年	新受	138,240	16,004	5,436	915	1,483	1,330	2,053	1,773	1,476	1,538
	指数	107.5	105.6	102.6	111.9	102.4	96.2	111.8	114.8	108.5	104.5
22年	新受	140,557	16,253	5,451	961	1,456	1,318	2,241	1,728	1,451	1,647
	指数	109.3	107.2	102.9	117.5	100.6	95.3	122.1	111.9	106.7	111.9
23年	新受	137,390	16,275	5,501	949	1,485	1,396	2,217	1,799	1,445	1,483
	指数	106.9	107.4	103.9	116.0	102.6	100.9	120.8	116.5	106.3	100.7

(別表第15)

家事調停事件の新受件数の事件別の推移(管内)

事件の種類		平成19年		20年		21年		22年		23年	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総 数		15,602	100.0	15,198	97.4	16,004	102.6	16,253	104.2	16,275	104.3
乙類調停	総 数	7,009	100.0	7,152	102.0	7,727	110.2	8,064	115.1	8,419	120.1
	夫 婦 同 居 等	20	100.0	10	50.0	16	80.0	15	75.0	21	105.0
	婚 姻 費 用 分 担	1,007	100.0	1,030	102.3	1,139	113.1	1,279	127.0	1,402	139.2
	子 の 監 護	3,104	100.0	3,221	103.8	3,542	114.1	3,692	118.9	3,856	124.2
	財 産 分 与	120	100.0	153	127.5	184	153.3	187	155.8	183	152.5
	親 権 者 変 更 等	1,338	100.0	1,290	96.4	1,257	93.9	1,234	92.2	1,187	88.7
	扶 養	75	100.0	60	80.0	85	113.3	72	96.0	49	65.3
	遺 産 分 割	1,190	100.0	1,191	100.1	1,248	104.9	1,270	106.7	1,357	114.0
	寄 与 分	82	100.0	63	76.8	63	76.8	73	89.0	88	107.3
	請 求 す べ き 按 分 割 合	41	100.0	107	261.0	168	409.8	216	526.8	248	604.9
	そ の 他	32	100.0	27	84.4	25	78.1	26	81.3	28	87.5
乙類以外調停	総 数	8,593	100.0	8,046	93.6	8,277	96.3	8,189	95.3	7,856	91.4
	婚 姻 中 の 夫 婦 間	6,587	100.0	6,173	93.7	6,417	97.4	6,490	98.5	6,095	92.5
	婚 姻 外 の 男 女 間	66	100.0	51	77.3	58	87.9	60	90.9	59	89.4
	親 族 間 の 紛 争	373	100.0	360	96.5	341	91.4	306	82.0	357	95.7
	家 審 法 2 3 条 事 項	498	100.0	448	90.0	422	84.7	423	84.9	422	84.7
	そ の 他	1,069	100.0	1,014	94.9	1,039	97.2	910	85.1	923	86.3

(別表第16)

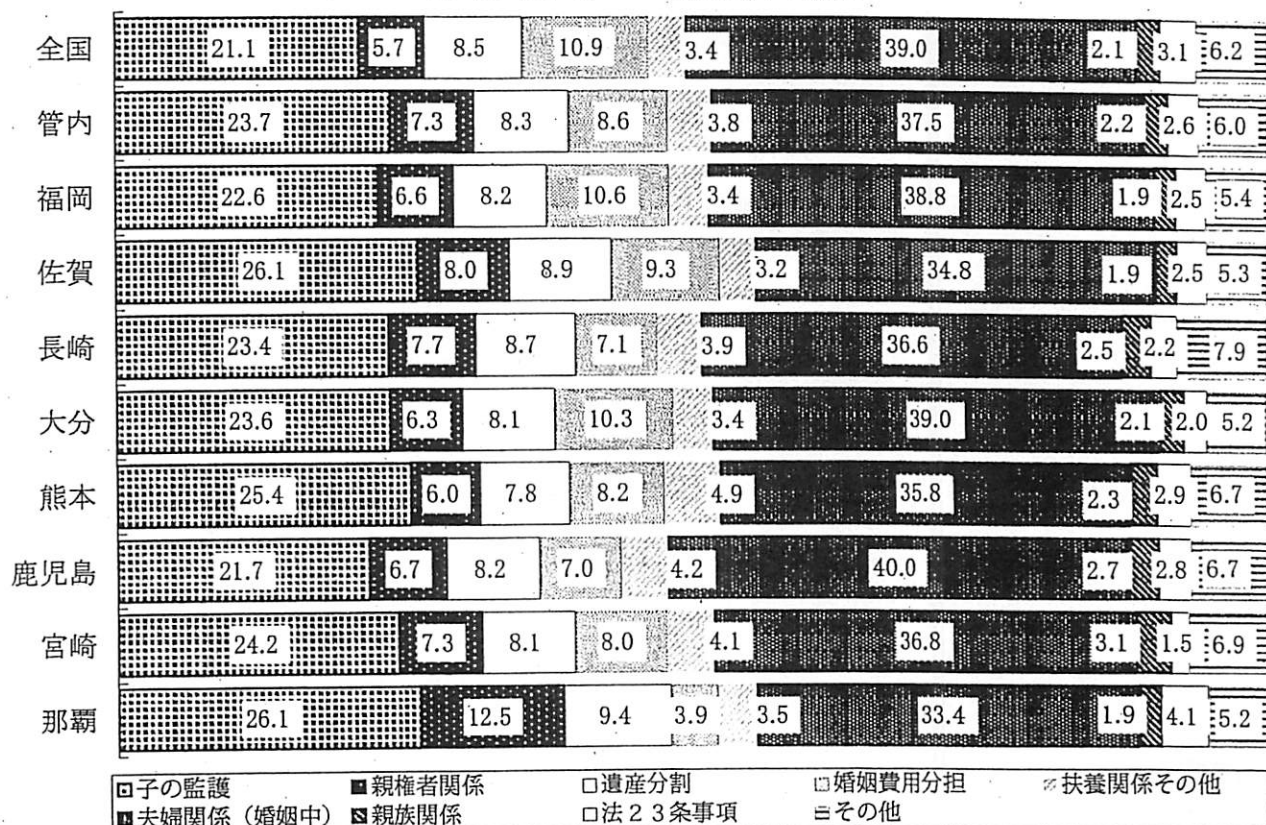
平成23年家事調停事件の新受事件の事件別の内訳

事 件 の 種 類	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
総 数	137,390	16,275	5,501	949	1,485	1,396	2,217	1,799	1,445	1,483
乙類調停										
総 数	68,166	8,419	2,830	527	754	721	1,159	861	746	821
夫 婦 同 居 等	195	21	5	1	3	2	4	3	2	1
婚 姻 費 用 分 担	15,022	1,402	585	88	105	144	181	126	115	58
子 の 監 護	28,955	3,856	1,241	248	348	329	563	390	350	387
財 産 分 与	1,493	183	51	13	11	20	34	19	21	14
親 権 者 変 更 等	7,864	1,187	365	76	114	88	133	121	105	185
扶 養	572	49	21	2	6	3	2	5	3	7
遺 産 分 割	11,724	1,357	453	85	129	113	173	148	117	139
寄 与 分	818	88	37	2	8	5	12	13	5	6
請 求 す べ き 按 分 割 合	1,275	248	68	11	28	11	54	36	25	15
そ の 他	248	28	4	1	2	6	3	0	3	9
乙類以外の調停										
総 数	69,224	7,856	2,671	422	731	675	1,058	938	699	662
婚 姻 中 の 夫 婦 間	53,625	6,095	2,135	330	543	545	794	720	532	496
婚 姻 外 の 男 女 間	483	59	22	2	7	3	11	3	7	4
親 族 間 の 紛 争	2,858	357	101	18	38	29	50	48	45	28
家 審 法 2 3 条 事 項	4,259	422	139	24	33	28	65	50	22	61
そ の 他	7,999	923	274	48	110	70	138	117	93	73

(別表第17)

平成23年家事調停事件の新受事件の事件別の構成比

乙 類 調 停 乙類以外の調停



(別表第18の1)

家事調停事件の既済件数の推移

年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成19年	既済	128,115	15,336	5,355	803	1,383	1,258	1,898	1,758	1,353	1,528
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	既済	130,547	15,152	5,100	826	1,328	1,286	1,961	1,682	1,424	1,545
	指数	101.9	98.8	95.2	102.9	96.0	102.2	103.3	95.7	105.2	101.1
21年	既済	135,384	15,675	5,259	875	1,425	1,382	2,037	1,817	1,418	1,462
	指数	105.7	102.2	98.2	109.0	103.0	109.9	107.3	103.4	104.8	95.7
22年	既済	138,917	16,088	5,420	951	1,450	1,278	2,290	1,683	1,443	1,573
	指数	108.4	104.9	101.2	118.4	104.8	101.6	120.7	95.7	106.7	102.9
23年	既済	136,292	16,341	5,602	900	1,465	1,340	2,285	1,810	1,409	1,530
	指数	106.4	106.6	104.6	112.1	105.9	106.5	120.4	103.0	104.1	100.1

(別表第18の2)

家事調停事件の未済件数の推移

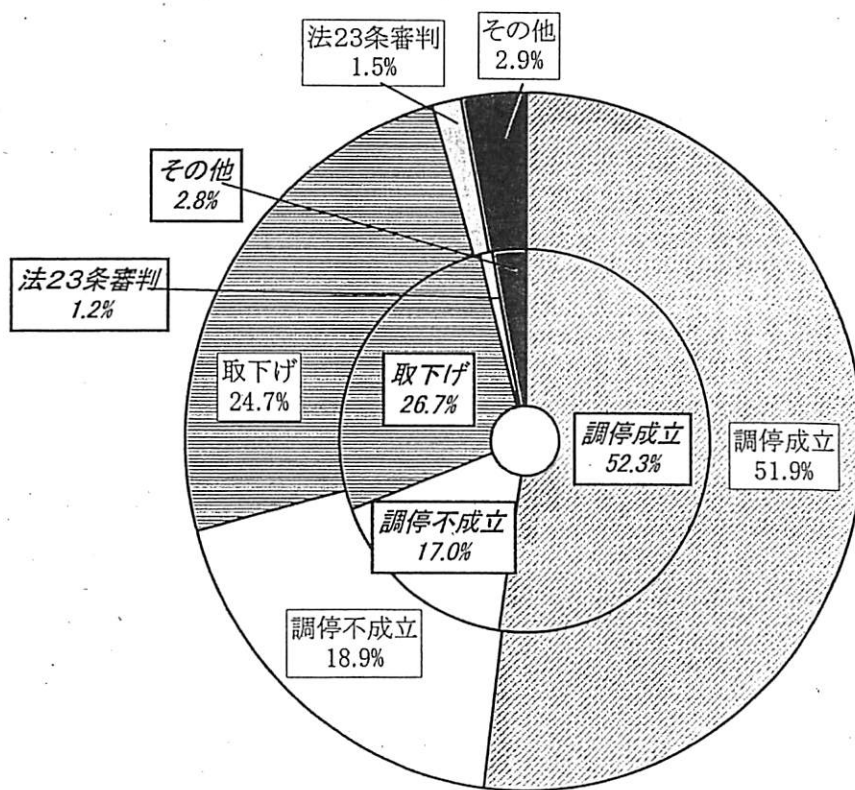
年次	区分	全国	管内	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	那覇
平成19年	未済	45,777	4,712	1,646	245	405	423	648	563	440	342
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	未済	46,323	4,758	1,620	237	389	442	745	659	326	340
	指数	101.2	101.0	98.4	96.7	96.0	104.5	115.0	117.1	74.1	99.4
21年	未済	49,179	5,087	1,797	277	447	390	761	615	384	416
	指数	107.4	108.0	109.2	113.1	110.4	92.2	117.4	109.2	87.3	121.6
22年	未済	50,819	5,252	1,828	287	453	430	712	660	392	490
	指数	111.0	111.5	111.1	117.1	111.9	101.7	109.9	117.2	89.1	143.3
23年	未済	51,917	5,186	1,727	336	473	486	644	649	428	443
	指数	113.4	110.1	104.9	137.1	116.8	114.9	99.4	115.3	97.3	129.5

(別表第19)

家事調停事件の終局区分の推移

年次	既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	家事審判法 23条審判	その他
平成19年	15,336	7,551	2,722	4,414	257	392
構成比(%)	100.0	49.2	17.7	28.8	1.7	2.6
20年	15,152	7,801	2,409	4,367	205	370
	100.0	51.5	15.9	28.8	1.4	2.4
21年	15,675	8,039	2,448	4,632	205	351
	100.0	51.3	15.6	29.6	1.3	2.2
22年	16,088	8,362	2,556	4,604	208	358
	100.0	52.0	15.9	28.6	1.3	2.2
23年	16,341	8,546	2,774	4,366	198	457
	100.0	52.3	17.0	26.7	1.2	2.8
全国	136,292	70,761	25,703	33,732	2,086	4,010
	100.0	51.9	18.9	24.7	1.5	2.9

平成23年



(外円) 全国136,292件

(内円) 管内16,341件

(別表第20)

平成23年家事調停既済事件の事件別の終局区分構成比(管内)

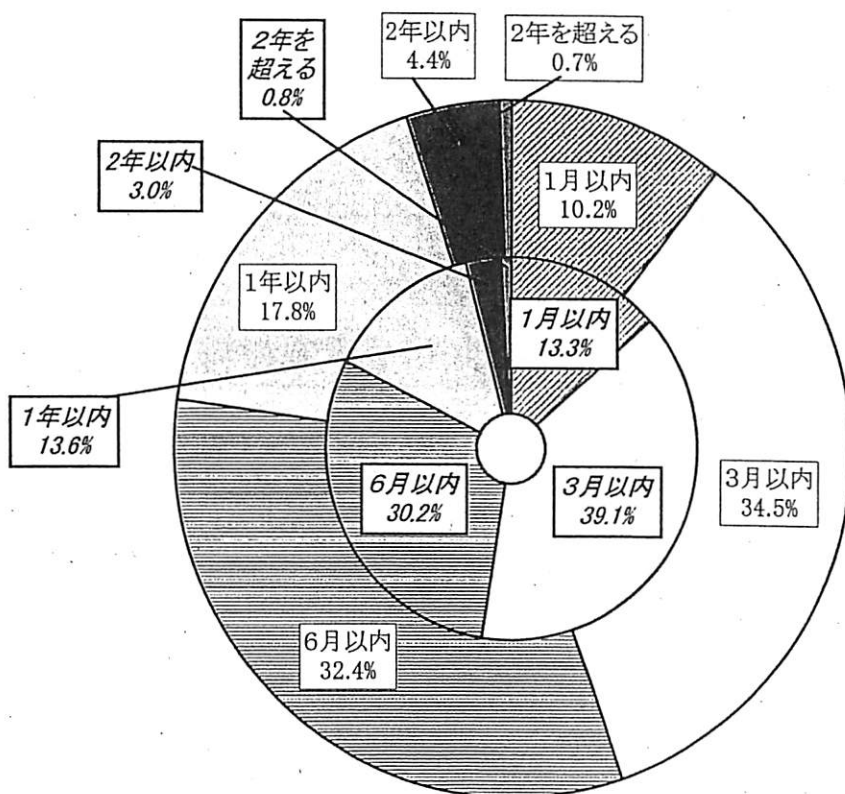
事 件 の 種 類		既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	家事審判法 23条審判	その他
総 数		16,341	8,546	2,774	4,366	198	457
構成比(%)		100.0	52.3	17.0	26.7	1.2	2.8
乙 類 調 停	総 数	8,344	4,858	1,154	2,069		263
		100.0	58.2	13.8	24.8		3.2
	夫婦の同居 ・協力扶助	18	0	2	15		1
		100.0	0.0	11.1	83.3		5.6
	婚姻費用分担	1,375	602	200	538		35
		100.0	43.8	14.5	39.1		2.5
	子の監護に 関する処分	3,851	2,413	516	791		131
		100.0	62.7	13.4	20.5		3.4
	財 産 分 与	180	93	32	50		5
		100.0	51.7	17.8	27.8		2.8
	親 権 者 の 指 定 ・ 変 更	1,197	754	100	300		43
		100.0	63.0	8.4	25.1		3.6
	扶 養	55	25	12	12		6
		100.0	45.5	21.8	21.8		10.9
	遺 産 分 割	1,306	757	206	309		34
		100.0	58.0	15.8	23.7		2.6
	寄 与 分 を 定める処分	76	19	26	29		2
		100.0	25.0	34.2	38.2		2.6
	請求すべき按 分 割 合	255	182	55	14		4
		100.0	71.4	21.6	5.5		1.6
	そ の 他	31	13	5	11		2
		100.0	41.9	16.1	35.5		6.5
乙 類 以 外 の 調 停	総 数	7,997	3,688	1,620	2,297	198	194
		100.0	46.1	20.3	28.7	2.5	2.4
	婚姻中の夫婦 間 の 事 件	6,258	3,172	1,222	1,730		134
		100.0	50.7	19.5	27.6		2.1
	婚姻外の男女 間 の 事 件	66	24	14	26		2
		100.0	36.4	21.2	39.4		3.0
	親族間の紛争	347	86	97	159		5
		100.0	24.8	28.0	45.8		1.4
	家事審判法 23条事項	409	3	71	97	198	40
		100.0	0.7	17.4	23.7	48.4	9.8
	そ の 他	917	403	216	285		13
		100.0	43.9	23.6	31.1		1.4

(別表第21)

家事調停事件の既済事件の審理期間の推移

期 間	平成19年		20年		21年		22年		23年		全国(23年)	
	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %
総 数	15,336	100.0	15,152	100.0	15,675	100.0	16,088	100.0	16,341	100.0	136,292	100.0
1月以内	2,443	15.9	2,244	14.8	2,137	13.6	2,057	12.8	2,172	13.3	13,917	10.2
3月以内	6,447	42.0	6,297	41.6	6,379	40.7	6,389	39.7	6,394	39.1	47,039	34.5
6月以内	4,303	28.1	4,331	28.6	4,692	29.9	4,911	30.5	4,932	30.2	44,175	32.4
1年以内	1,650	10.8	1,742	11.5	1,892	12.1	2,120	13.2	2,220	13.6	24,297	17.8
2年以内	402	2.6	443	2.9	443	2.8	489	3.0	497	3.0	5,942	4.4
2年を 超える	91	0.6	95	0.6	132	0.8	122	0.8	126	0.8	922	0.7

平成 23 年



(外円) 全国136,292件

(内円) 管内16,341件

(別表第22)

家事調停事件の既済事件の平均審理期間の推移

年 次	区 分	既済事件の平均審理期間(月)		
		全 調 停	乙 類 調 停	乙類以外の調停
平成19年	全 国	4.6	5.2	4.2
	管 内	3.8	4.4	3.4
20年	全 国	4.7	5.1	4.3
	管 内	4.0	4.5	3.5
21年	全 国	4.7	5.1	4.3
	管 内	4.1	4.7	3.6
22年	全 国	4.7	5.1	4.3
	管 内	4.2	4.8	3.7
23年	全 国	4.8	5.2	4.5
	管 内	4.3	4.7	3.8

(別表第23)

平成23年乙類調停事件の未済事件の審理期間

庁名	未 済		審 理 期 間 別 内 訳					
	総 数 ①	遺産分割の 割合②÷① ×100%	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2 年 超	1年を超える未済 事件に占める遺産 分割の割合
	うち 遺産分割②		うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	うち 遺産分割	
管内	3,003		1,525	707	462	221	88	80.6%
	1,071	35.7%	345	225	252	166	83	
福岡	981		510	257	134	62	18	76.3%
	324	33.0%	111	68	84	46	15	
佐賀	187		93	61	22	10	1	100.0%
	60	32.1%	21	17	11	10	1	
長崎	276		147	54	44	25	6	83.9%
	110	39.9%	37	20	27	20	6	
大分	286		140	66	53	24	3	55.6%
	87	30.4%	29	17	26	12	3	
熊本	372		167	114	51	22	18	92.5%
	130	34.9%	37	38	18	21	16	
鹿児島	378		168	60	70	47	33	78.8%
	166	43.9%	44	23	36	30	33	
宮崎	252		160	35	40	13	4	94.1%
	83	32.9%	36	14	17	12	4	
那覇	271		140	60	48	18	5	87.0%
	111	41.0%	30	28	33	15	5	